岡山市中学校体育連盟助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 中学校における保健体育教育の充実及び発展を図るとともに,中学生の健全なスポーツ活動の発展を促進するため,予算の範囲内において岡山市中学校体育連盟助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし,その交付に関しては,この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は,規則で使用する用語の例による。

(助成事業)

- 第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は,次に掲げるとおりとする。
 - (1)学校体育研究活動に関する事業
 - (2) 生徒の体力及び競技力の向上に関する事業
 - (3) 連盟の主催する各専門部別大会(備前西地区中学校体育大会,岡山市中学校総合体育大会,備前西地区中学校秋季体育大会及び強化練習会をいう。)及び審判講習会に関する事業
 - (4)専門部選手育成又は指導者養成に関する事業
 - (5) その他岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた事業 (助成事業者)
- 第4条 助成事業者は,岡山市中学校体育連盟(以下「連盟」という。)とする。 (助成対象経費)
- 第5条 助成事業の実施に際し支出される経費のうち,助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は,次に掲げるものに限る。
 - (1)選手及び教員の表彰費(20万円を上限とする。)
 - (2)教科及び部活動研究の研究費及び研修費(各40万円を上限額とする。)
 - (3)理事会等の運営に係る会議費(10万円を上限とする。)
 - (4)連盟主催の大会の開催に要する経費のうち,会場費(有料公共施設の使用料に限る。) 及び消耗品費(大会に使用する用具に限る。)及び審判謝礼(外部からの審判に対する 謝礼に限るものとし,1日上限3,000円とする。)
 - (5) 部活動の選手育成及び指導者養成に要する経費のうち,講師謝礼,会場費(有料公共施設の使用料に限る。)及び消耗品費(事業に使用する用具に限る。)

(助成金額)

第6条 助成金額は,次の表の左蘭に掲げる経費区分に応じ,前条に定める補助対象経費に 同表右蘭の補助率を乗じて得た額とする。

経費区分	補助率
教科及び部活動研究の研究費	5 0 %
その他の経費	1 0 0 %

(計画変更の承認)

第7条 規則第12条に規定する捕縄事業等の計画の軽微な変更は,助成目的を損なわない 事業の細部の変更で,かつ,助成金の額が変わらない変更とする。 (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか,この要綱の実施に関し必要な事項は,教育委員会が 別に定める。

附 則

- この要綱は、昭和57年4月1日から施行する
 - 附 則
- この要綱は,平成17年9月20日から施行し、平成17年度の助成金から適用する。 附 則
- この要綱は,平成18年3月20日から施行し,平成18年度の助成金から適用する。 附 則
- この要綱は,平成23年6月7日から施行し,平成23年度の助成金から適用する。